

香川県栗林公園掬月亭保存修理耐震改修検討委員会公開要領（案）

- 1 当委員会の会議は、原則として公開するが、「審査会等の会議の公開に関する指針」3の非公開事項を審議する場合のみ非公開とする。
- 2 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、傍聴を認めることにより行う。ただし、委員長が会議を傍聴することが不適當であると認める者は、傍聴することができない。
- 3 会議の傍聴人の定員は、30人とする。ただし、多数の傍聴希望者があると予定される場合は、委員長の判断により定員を増加することができる。
- 4 傍聴申込の受付は、原則として、会場で会議開始の30分前から開始し、先着順で傍聴定員に達した時点で終了する。ただし、会議開始時刻までに傍聴定員に達しない場合は、会議開始時刻をもって終了する。
- 5 傍聴人に対しては、傍聴定員に対応する傍聴席を設け、原則として、会議資料と同じ資料を用意する。なお、報道機関の取材活動についても、会場に記者席、会議資料を用意するなど十分配慮する。
- 6 傍聴要領を定めた上で、会場の秩序維持に努める。
- 7 会議の資料は、原則香川県ホームページで公表する。
- 8 議事要旨は、原則香川県ホームページで公表する。
- 9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。